

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社エス・エム・エス			コード	2175				
提出日	2024/5/28	異動（予定）日		2024/6/21					
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会にて社外取締役の選任議案が付議されるため								
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	松林智紀	社外取締役	○													△		有
2	鈴村豊太郎	社外取締役	○													○		有
3	高木暢子	社外取締役	○														○	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社は、松林智紀氏の以前の所属先である田辺総合法律事務所と法律顧問契約を締結していますが、①同氏は、2007年11月に当社社外取締役に就任した後は同法律事務所において当社の依頼案件に関与していくこと、②同氏は、2017年2月末に同法律事務所を退所していること、③当社グループと同法律事務所との契約金額はいずれの事業年度においても当社グループ及び同法律事務所それぞれの年間連結総売上高に対し1%未満かつ1,000万円未満であることから、当社と田辺総合法律事務所との間の法律顧問契約は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。なお、同氏の現在の所属先であるのぞみ総合法律事務所と当社グループとの間には取引関係はありません。	松林智紀氏は、弁護士として長年にわたり活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。同氏は、当社の監査等委員である社外取締役に就任する前は、当社の社外取締役及び非常勤監査役であったことがあります。その在任期間を通算すると、2024年6月21日開催予定の定時株主総会の終結の時をもって16年7ヵ月となります。当社は、社外取締役（監査等委員）については、在任期間が長い役員の経験を活かすことと、新たな役員による社外の新しい視点を入れることの調和を図るべく、在任期間についても多様性を実現することとしており、同氏は、この観点からも当社の社外取締役（監査等委員）として重要な役割を果たしています。より具体的には、同氏は、社外取締役（監査等委員）候補者の中でただ一人、当社創業に近い時期から社外役員として当社の経営に関与してきており、当社の企業理念及びそれを踏まえた株主を含むステークホルダーへの貢献のあり方に関する深い理解を有しております。同氏は、これらの経験及び理解を踏まえて、筆頭独立社外取締役として、在任期間の短い取締役に対し社外取締役が期待される役割の継承及び当社の企業文化や事業についての理解の促進に貢献しております。同時に、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当しておらず、独立した立場から、経営陣が当社グループの企業理念の実現と長期的な企業価値向上につながる経営を実行するための実効的な監視・監督機能を果たすことで、当社に対する余人をもって代えがたい貢献が期待されています。また、同氏の役員としての在任期間は、代表取締役の役員としての在任期間を上回るものであり、代表取締役に対する実質的な牽制機能も期待できることから、独立役員に指定しております。
2	当社は、鈴村豊太郎氏の所属先である国立大学法人東京大学と共同研究及び求人広告掲載等に係る取引関係がありますが、同法人との取引金額はいずれの事業年度においても当社グループ及び同法人のそれぞれの年間連結総売上高に対し1%未満かつ1,000万円未満であることから、当社と同法人との取引は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	鈴村豊太郎氏は、国際的なコンピュータ科学者として活躍しており、ビッグデータの分析・活用などの分野において豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。当社がミッションに掲げる「高齢社会に適した情報インフラの構築」を実現していく上で、当社が保有する国内外の医療・介護/障害福祉・ヘルスケア・シニアライフ関連の膨大なデータの経営への活用が必要不可欠となっております。同氏のグローバルで培われた豊富な知識、経験と幅広い見識により、当社のこれらの活動の推進にあたっての監視・監督機能が発揮されることに加え、示唆に富む助言を期待できます。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当しておらず、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できることから、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	高木暢子氏は、公認会計士として、監査法人及び税理士法人での勤務経験のほか、M&Aアドバイザリー会社におけるM&A助言業務、事業会社における戦略立案業務、経営コンサルティング会社の経営、上場会社における社外役員など、財務・会計の専門家及び経営コンサルタントとしての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当しておらず、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できることから、独立役員に指定しております。

#### 4. 補足説明

当社は、社外取締役を独立役員として指定する要件として、独立性を客観的に判断するための基準を以下のとおり定め、社外取締役が以下の項目のいずれにも該当しない場合は、当社にとって十分な独立性を有するものと判断します。

- a. 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者又は過去5年間において業務執行者であった者
- b. 当社グループの取引先で、直近事業年度における当該取引先に対する当社グループの売上高が当社グループの年間連結総売上高の1%を超える取引先又はその業務執行者
- c. 当社グループを取引先とする者で、直近事業年度における当社グループに対する売上高がその者の年間連結総売上高の1%を超える者又はその業務執行者
- d. 当社グループから役員報酬以外に1,000万円を超える金額・その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体に属している場合は、当該団体との取引において双方いずれかの年間連結総売上高の1%超若しくは1,000万円超）
- e. 当社グループの主要借入先（資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）又はその業務執行者
- f. 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者
- g. 当社グループから直近事業年度において1,000万円を超える寄付を受けている者
- h. 当社グループの会計監査人又はその業務執行者等として当社グループの監査業務を担当している公認会計士
- i. 当社グループとの間で相互に取締役を派遣している会社の業務執行者
- j. 過去3年間のいずれかの時点において、上記b.からi.までのいずれかに該当していた者
- k. 上記a.からj.までのいずれかに該当する者（ただし、e.からh.までに関しては、重要でない者を除く。）の配偶者又は二親等以内の親族
- l. 上記a.からk.までのほか、一般株主と利益相反が生じるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由がある者

なお、当社は、社外取締役（監査等委員）については、在任期間が長い役員の経験を活かすことと、新たな役員による社外の新しい視点を入れることの調和を図るべく、在任期間についても多様性を実現することとしております。そのため、在任期間についての基準は設けておりません。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f.、g.及びh.のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。